○その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次のように告示する。 一　株式会社ＮＴＴぷらら 二　ビッグローブ株式会社	電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次のように告示する。 一　株式会社ＮＴＴぷらら 二　ニフティ株式会社 三　ビッグローブ株式会社